

vol.54

共感か、契約か？

文 島田 雅彦

text by Masahiko Shimada

日本における詩の伝統は和歌に遡る。天皇もまた歌人であって、そのヒエラルキーがあるとすれば、最高位を占めている。古今集にも新古今集にも天皇御製の歌が収められている。日本の詩歌の歴史は、権力と詩歌が非常に隠微な形で結びついている。詩歌が権力への抵抗や異議申し立てに活用されることは極めて稀で、権力と馴れ合う手段のようになっていたともいえる。

たとえば、天皇が歌を詠む時、周りの人間はその歌に込められたお心を察しようとする。もちろん、現代の天皇は折々の式典でお言葉を述べられるが、政治家と違って、その原稿を自分で書いているし、会見でも誤解を避けるように意思表示をしている。ただ、戦時中の昭和天皇や明治天皇は、古い伝統に従って、心情を歌に託していた。そして、閣僚たちは御製を受け止め、陛下はこう思っという具合に忖度をした。

そのような歌を通じての意思疎通には曖昧さや誤解が生じる可能性が極めて高いにも関わらず、以心伝心を理想とする精神風土は残存している。いわば、政治が共感と忖度によって、進められる傾向がある。共感仲間内ではか通じないが、最初からその共感が通じない相手は排除しているので、当事者からすれば問題はないというわけである。国会での審議を経ずに、教の力をバックに閣議決定だけで法案を通過させるケースが目立つが、それも仲間内の曖昧な共感だけであることを進める手法である。いわゆる「なあなあ」という奴だ。こういうことを続けている限り、意思決定の主体も責任の所在も曖昧になる。

共感や忖度に因らない政治、それは原理原則、契約に基づく政治である。後者の政治には条件を満たした他者も参加できる。たとえば、憲法は主権者の国民を権力から守る原理であり、契約である。いささかも曖昧なところはなく、公平で、特定の誰かに有利に働くこともないし、他者を排除することもない。国民国家はしばしば、他者の差別と排除を正当化する暴力装置として働くが、その暴走を防ぐには憲法のような契約が不可欠になるのだ。

Profile

1961年東京生まれ。1984年東京外国語大学ロシア語学科卒。在学中の1983年『優しいサヨクのための嬉遊曲』でデビュー。主な作品に『自由死刑』、『退廃姉妹』（伊藤整文学賞）、『悪貨』、『虚人の星』（毎日出版文化賞）、『君が異端だった頃』（読売文学賞）ほか多数。『忠臣蔵』、『Jr. バタフライ』のオペラ台本もある。芥川賞選考委員。法政大学国際文化学部教授